

随意契約適正執行のための指針 (随意契約ガイドライン)

平成 22 年 4 月策定

令和 2 年 1 1 月改訂

令和 7 年 4 月改訂

南部町財政課

1. 随意契約の基本的な考え方

地方公共団体が締結する契約（公共調達）は競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから信用・能力等のある業者を容易に選定することができます。しかし、その運用を誤ると、適正な価格によって行なわれるべき契約自体が、不適正な価格によって行なわれ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項に次のように随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはできません。

— 随意契約の要件（施行令第167条の2第1項） —

- 1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 3 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

公共調達は、競争入札が原則です。施行令に該当する場合にのみ、随意契約ができます。この場合でも、南部町財務規則(平成15年南部町規則第31号。以下「財務規則」という。)第188条第3項に規定されているように2者以上から見積書を徴取し、競争性を確保することが必要です。しかし、競争性を確保できない真にやむを得ない理由がある場合は、1者と契約を締結することになりま

す。しかし、その執行には慎重な判断が必要です。

本ガイドラインは、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行なえるよう定めるものです。このガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、随意契約の適正執行に努めてください。

契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約をすべきものではなく、また、随意契約ができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

2. 随意契約の注意事項

随意契約による場合は、下記の事項を十分に検討し、慎重に執り行うこと。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、予定価格より判断して、施行令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する号を明らかにすること。1者随契は、施行令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものとする。

(2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方とすること。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明できること。単に過去の実績や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではない。

(3) 少額随意契約の留意点

財務規則第188条第1項は、一定以下の金額については事務の軽減を主旨に随意契約ができる規定(少額随意契約)であるが、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切ではない。

(4) 説明責任

1者随契とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行なった結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程(理由)を具体的に明らかにし、町民一般に対して説明責任を持つこと。この場合、少なくとも以下の点については、担当課で確認すること。

- ① 他課・機関で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ② 近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。

- ③ 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかない状況を具体的に説明できること。
- ④ 契約相手方は、委託する主要な業務を、再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤ 複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- ⑥ 内容(仕様)の変更や工夫(業務の分離・分割等)で入札ができる余地はないか確認すること。

(5) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たっては、委託契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することは適切ではない。契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の主要な部分以外を再委託とする必要が生じた場合は、再委託を行なう必要性や業務の範囲、金額及び再委託を行なう相手方の名称・住所を委託業者より書面にて提出させ、契約担当課で妥当性を審査すること。

(6) 継続事業

複数年継続して同一の業者を契約の相手方とする場合は、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、単に前年度から漫然と継続することがないように留意すること。

(7) 入札参加資格との関連

随意契約の相手方には競争入札参加資格は必ずしも必要ではありませんが、入札参加資格審査の際に、国税等の納付状況確認及び財務関係書類等も提出させていること、また競争入札が原則であることに鑑み、なるべく入札参加資格者名簿に掲載されている者と契約をしてください。

3. 施行令第167条の2第1項第1号から第9号の考え方

地方自治法234条では「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」としています。これを受けて、随意契約によることができる場合として、施行令第167条の2第1項第1号から第9号を定めています。以下に、各号の基本的な考え方を示します。各号の法令文は、施行令の引用ですが、一部文章を要約しているものもあります。

なお、建設工事等の公共工事に係る随意契約については、施行令の規定とともに「工事請負契約における随意契約のガイドライン(建設省厚発第308号)」を判断の基準としてください。

(1) 施行令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額)が、契約の種類に応じ普通地方公共団体の規則で定める額を超えない場合

この号の趣旨は、契約事務の簡素化のため、予定価格の少額のもの競争入札に付さないでよいとしたものです。この号を受けて、本町財務規則第188条では、契約の種類ごとに随意契約できる額の範囲を定めています。この第1号の金額以下であれば、第3号及び第4号に該当する場合を除いて、第2号以下の各号の要件を充足しているかの判断をする必要はなく、本号の該当になります。ただし、額の範囲内であっても、他の契約の方法を排除したわけではなく、2者以上から見積もりを徴することが原則です。

別表第5 (第188条関係)

1	工事又は製造の請負	200万円
2	財産の買入れ	150万円
3	物件の借入れ	80万円
4	財産の売払い	50万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

※ 特記事項

- ・上記金額は、消費税込とする。
- ・建物等の修繕については、一般的に工事であり1号に該当する。
- ・業務委託は、役務の提供、請負その他の契約であり、6号に該当する。
- ・印刷製本の請負契約は製造に該当する。
- ・「財産」には、不動産の有体のみならず、特許権等の無体財産を含む。

(2) 施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。

「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき」又「特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき」が該当します。

「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」は、個々具体の契

約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するしかありませんが、判断の基準は概ね上記のとおりです。

また、本号に該当する列記事由は多岐に及ぶので、以下に代表的なものを列記します。

- 1 著作権、特許権、実用新案権、又は意匠権、商標権等の排他的権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない場合。

⇒ 排他的権利に該当するものを具体的に確認すること。

- 2 特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合。

- ・試験、研究等の目的のため、極めて特殊な設備、技術等を有する者と契約をする場合

- ・特殊な設備・機器の製作者と運転・保守管理等の契約をする場合

- 3 企画競争により選考された者と契約を締結する場合。

- 4 訴訟、調停、登記、鑑定、医療、調剤等、法令等により報酬が定められている業務を委託するときや現に価格競争が成立していない場合。

- ・法律相談業務(弁護士会)

- ・不動産鑑定業務

- ・検診業務(医師会・歯科医師会・薬剤師会)

- ・はがき、切手、収入印紙の購入

- ・再販売価格維持制度が適用される書籍・雑誌・新聞・音楽CD・音楽テープ・レコード購入

- 5 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に設計させた場合、既存のシステム等の使用に著しく支障が生じるおそれがある場合。

⇒「密接不可分の関係」と「著しく支障が生じるおそれ」を具体的に説明できること。

- 6 既存の情報処理システム等を設計又は製作した者以外の者に施行させた場合、契約不適合責任の範囲が不明確となる等、密接不可分な関係にある改良・保守の契約をする場合。

⇒「密接不可分な関係」を具体的に説明できること。

- 7 前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計、試験及び調査業務に係る契約で、一体の関係にある業者でないと施行が不完全になる場合。

- ・基本設計と実施設計

⇒「一体の関係」を具体的に説明できること。

- 8 共同調査、開発等を行う場合に共同して業務を行う相手方が契約した者を契約する場合。

- 9 契約行為を秘密にする必要がある場合。

- ・試験問題の作成、購入、印刷。
 - ⇒「秘密」にするべき必要性の有無を検討すること。
- 10 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合。
- ⇒目的や業務等を具体的に説明できること。
 - ⇒「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進」は「地域団体等が町と合意書を交わし、公園や道路、河川など公共空間の清掃や美化活動等を自発的に行う制度など、まちづくりを担う住民や地域団体、NPOなどと協定等を締結し、パートナーシップの原則に基づいて事業を推進するもの。
- 11 町の政策目的を達成するため公共的団体を契約の相手方とする場合。
- ⇒目的や業務等を具体的に説明できること。
 - ⇒「公共的団体とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。
- 12 国又は他の地方公共団体と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合。
- 13 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合。
- ⇒複数の候補者から特定の一業者を選定した経過を具体的に説明できること。
- 14 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託する場合。
- ⇒研修の講師等、個人を選定する場合、複数の候補者から特定の一個人を選定した経過を具体的に説明できること。
- 15 入札準備のために年度当初(4月)分を前年度の契約の相手方と契約をする場合。
- ⇒同一の事務事業で4月1日から事務事業が開始されるものについて、新年度開始までの間に業者選定及び契約諸手続が完了しない恐れがある場合に限り、暫定的に4月分1月間の契約に限り、前年度の契約の相手方との間に前年度と同一の条件で契約を締結できるものとする。この場合、5月以降の契約締結に係る諸手続は4月中に完了し、円滑な事業の移行に努めること。事務の遅滞を理由に選定ができず、随意契約の期間を延ばすことは認められない。
- 16 新規事業者が業務実施の準備期間を必要とするため、それまでの契約相手と契約をする場合。
- ⇒準備期間として行うべき事柄を明確にし、最少期間のみとすること。事務の遅滞を理由に随意契約の期間を延ばすことは認められない。
- 17 財務規則第188条第4項で「見積書を省略することができる」場合。

(3) 施行令第167条の2第1項第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設若しくは小規模作業所において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき(一部省略)。

本号は以下の契約について、1者から見積書を徴取することで執行できます。ただし、対象となる契約相手方が複数いる場合は、原則として安い価格を提示した者と契約してください。また、対象となる福祉施設・福祉団体等は限定されており、財務規則188条第5項により関係手続きについて公表する必要があります。

- 1 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- 2 障害者支援施設等からの役務の提供を受ける契約
- 3 シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

(4) 施行令第167条の2第1項第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

本号は、ベンチャー企業等の育成等を主旨として政策的な判断を必要とする場合です。

(5) 施行令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争に付すことができないとき。

「緊急の必要」とは、天災地変その他非常緊急の場合です。本号の適用に際して重

要なことは「緊急の必要」があるかどうかということと「競争に付す時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できることです。事務手続きの遅滞による「緊急」は理由になりません。

(6) 施行令第167条の2第1項第6号

競争に付することが不利と認められるとき。

競争入札に付す方が随意契約によるよりも納期・工期や経費で不利となることが認められる場合が該当します。ただし、「不利となること」を具体的に説明できなければなりません。本号に該当する事例は概ね以下の場合です。

- 1 大量の物品を購入するとき(買い入れを必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買い入れしなければ価格の騰貴を招くことが想定される場合。)
- 2 契約時期を失するとき(早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければいけない場合が想定される場合。)
- 3 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった業務や本体業務と密接に関連する付帯的な業務で、現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合は、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。
- 4 施設警備委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行なうと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の削減の面で不利となる場合。

※ 施行令第167条の2第1項第6号は、同項第2号と類似していると見受けられるが、同項第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、同項6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対あるとは言えない場合である。

(7) 施行令第167条の2第1項第7号

時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。

「著しく有利な価格」とは、「一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格(時価を基準としたもの)から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるとき解され、個々に契約担当者が判断することになります。(地方財務実務提要)」と解釈されます。

(8) 施行令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

いわゆる不落(不調)随契といわれるものです。「再度の入札」とは、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、直ちにその場で行なう入札(再度入札)をいいます(ただし、必ずしも再度入札に付さなければならないわけではない)。本号を適用する場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができません。

(9) 施行令第167条の2第1項第9号

落札者が契約を締結しないとき

本号の規定は、競争入札により落札者になった者が契約を締結しない場合(落札者が契約書を作成しないとき)、当該落札金額の範囲内で契約を締結する者があったときは、その者と契約を締結することになります。契約は、あくまで落札金額の範囲内で行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付するときに定めた条件は変更できません。

(10) 公共工事の請負契約に係る随意契約

建設工事等の公共工事に係る随意契約については、旧建設省通達「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について(工事請負契約における随意契約のガイドイン)」(建設省厚発第308号(昭和59年7月11日))を参考とし、適正執行に努めること。

【工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について】

- 1 契約の性質または目的が競争を許さない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
 - (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合
 - 1) 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - 2) 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - 3) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - 4) ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
 - (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - 1) 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事

- 2) 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- 3) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

2 緊急の必要により競争に付することができない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)

- (1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合
 - 1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - 2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - 3) 災害の未然防止のための応急工事

3 競争に付することが不利と認められる場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)

現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

- (1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - 1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - 2) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - 1) 前工事と後工事とが、一体の構造物(一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - 2) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事(ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。)
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - 1) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

2) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

4 競争に付することが不利と認められる場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)

随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること

(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

参考法令等

◎ 地方自治法施行令第167条の2

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに

準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほ

か、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

◎ 南部町財務規則

第188条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により定める額は、別表第5左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

- 2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ、第179条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。
- 3 契約担当者は、随意契約を行う場合で、予定価格10万円以上のときは、2人以上から見積書を徴さなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、見積書を省略することができる。
 - (1) 早急に実施を要する生產品の売却で見積書を徴する時間的余裕がないとき。
 - (2) 官報、新聞その他の者で価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき。
 - (3) その他契約担当者において、見積書を提出させることが困難又は必要がないと認めるとき。
- 5 施行令第167条の2第1項第3号の規定により、規則で定める手続は、次のとおりとする。
 - (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
 - (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
 - (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。
- 6 施行令第167条の2第1項第4号の規定により、規則で定める手続は、次のとおりとする。
 - (1) 随意契約により新商品の販売を希望する者は、その新商品の内容や生産の実施方法等を記載した計画を策定し、町長に提出すること。
 - (2) 町長は、新商品の生産の目標、内容、実施方法等が技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便増進に寄与するものとして適切であるか等について審査した上で確定すること。